

第 3 2 号議案

国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、国民健康保険南丹病院組合規約を次のとおり変更する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

国民健康保険南丹病院組合規約の一部を改正する規約

国民健康保険南丹病院組合規約（昭和26年3月29日京都府指令6地第236号許可）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 京都中部総合医療センター

第4条中「公立南丹病院」を「京都中部総合医療センター」に改める。

附 則

この規約は、平成29年5月1日から施行する。

国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

- 1 国民健康保険南丹病院組合が共同処理する施設の名称を「公立南丹病院」から「京都中部総合医療センター」に改めること。
- 2 この規約は、平成29年5月1日から施行すること。